

(2)土木部所管事業(新規事業)

整理番号	事業名 [地区名等]	事業の概要	完成 目標 年度	全体事業費 (百万円) [用地費]	県が行った評価の結果				今後の事業の 進め方及び特 記すべき内容	評価 対象 理由	対応 方針 (案)	福島県公共事業評価委員会		
					総合 評価	社会経済情勢 の状況	費用対効果 分析等	コスト縮減等の 可能性				国・県・市町村 ・民間との 役割分担	審議結果	委員会の意見
112	交付金事業 (河川)  【只見川】  (会津坂下町、 柳津町、 三島町、 金山町、 只見町)	<p><b>【事業目的】</b> 只見川沿川においては、平成23年7月新潟・福島豪雨により甚大な被害を受けており、被災した河川の復旧については、災害復旧事業や災害対策等緊急事業推進費などによって平成26年度末までに完了しているが、根本的な解決には至っていない。このため、只見川の河川整備事業に着手し、抜本的な治水対策を進め、浸水被害の軽減を図り、沿川住民の安全・安心を確保する。</p> <p><b>【全体計画】</b> 延長:L=14.3km 事業箇所:N=24地区 事業概要:堤防嵩上げ、掘削、築堤、宅地嵩上げなど</p>	採択から概ね30年	43,890 [6,108]	平成23年7月新潟・福島豪雨により、只見川沿川において甚大な被害を受けたことから、浸水被害の軽減を図り、沿川住民の安全・安心を確保するため、河川整備事業に着手する必要がある。	現況の河川の断面積が狭小で再度災害発生のおそれがあることから、台風や豪雨による浸水被害の軽減を図るため、河川整備の必要性は高い。	B/C=1.06	下記項目について、今後、調査・設計段階で検討する。 (1)経済性を考慮した工事計画 (2)発生土の有効活用 (3)新技術の活用	只見川の河川整備事業については、河川法第9条第2項の規定による県が管理する指定区間内における事業であることから、県が事業主体となり事業を進める。	早期工事着手に向け、詳細設計を進め、事業用地の確保に努める。	2-2 事業費を新たに予算化	事業着手	<p>本件は、只見川沿川における治水対策を進め、沿川住民の安全・安心を確保するために、河川を整備する事業である。</p> <p>過去に度重なる豪雨により甚大な被害を受けた沿線地域において、抜本的な治水対策が必要であることから、「事業着手」が妥当であると考えられる。</p>	<p>【対応方針】 事業着手</p> <p>【付帯意見】 沿川各町の地域振興策と連携を図りながら事業を推進すること。 また、関係機関等と連携して、早期に事業の効果が得られるように努めること。</p>

